

## 学生会費に関する内規

(2002年3月)

社団法人日本地理学会会員の会費に関する規程第2条ただし書きに基づく学生の会費（以下「学生会費」という。）を納入する者として理事会が認定するための手続等を、次のように定める。

1. 学生会費納入者としての認定（以下「認定」という。）を申請できる者は、当該年度の4月1日現在で大学・大学院等に在学している学生、研究生又はそれに準ずる者とする。
2. 認定を希望する者は、所定の方法によって理事会に申請する。申請の際には、所属する大学等の教員が所定の方法によって在学を証明する。
3. 前項の申請による認定は、在学期間中有効である。在学期間は、所属する大学・大学院等が定める正規の在籍期間とし、休学等の期間を含む。
4. 在学していても、専任の被雇用者としての収入又はそれに準ずる収入がある場合には認定しない。
5. 在学していても、日本学術振興会特別研究員である場合には認定しない。
6. 学部学生から大学院学生となった場合又は学部学生若しくは大学院学生から研究生となった場合のように、在学身分を変更した者は、そのつど第2項の申請手続によって認定を更新する。
7. 卒業・修了・退学等により第1項の資格を失った者又はその見込みが確実となった者は、直ちに理事会に通知しなければならない。